

防火・準防火地域と法22条区域について

■ 防火地域・準防火地域

市街地における火災の危険を防除するために都市計画によって定められた地域。

防火地域

耐火建築物とするのが原則。
木造は原則禁止。

準防火地域

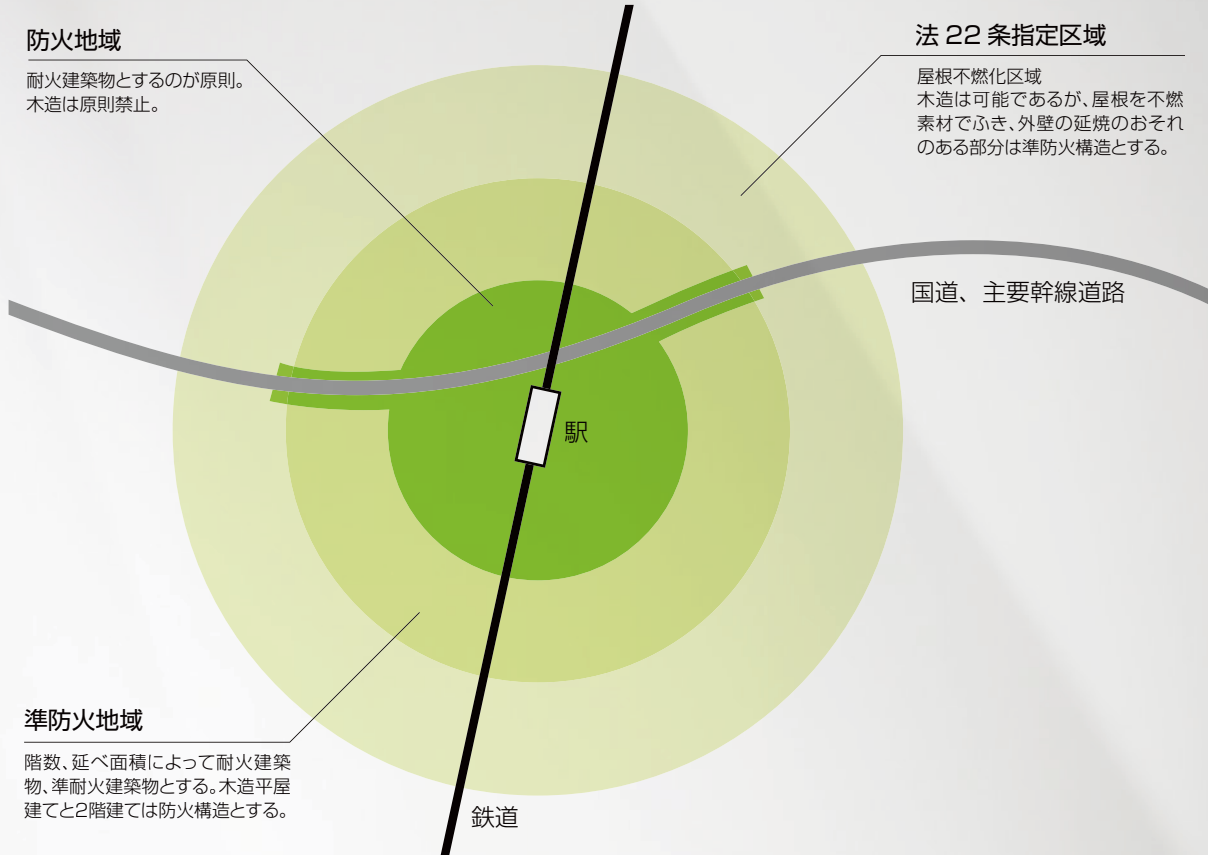
階数、延べ面積によって耐火建築物、準耐火建築物とする。木造平屋建てと2階建ては防火構造とする。

■ 建築基準法22条指定区域

防火地域・準防火地域外の市街地で火災の危険を防除するため、特定の行政庁により定められた地域。

法22条指定区域

屋根不燃化区域
木造は可能であるが、屋根を不燃素材でふき、外壁の延焼のおそれのある部分は準防火構造とする。



■ 延焼のおそれがある部分

隣地境界線・道路中心線または同一敷地内の2つ以上の建築物外壁間の中心線から1階にあっては3m以内、2階にあっては5m以内の距離にある建築物の部分。

但し、防火上有効な公園などに面する部分は除く。

